

# 仕様書

## 1 業務名

災害応急救助物資の保管・荷役業務

## 2 業務の目的

本業務は、発注者が保有する災害応急救助用の備蓄食料及び物資（以下「備蓄物資」という。）を寄託し、災害時に迅速かつ円滑に備蓄物資が供給できるよう、適切に保管管理等を行うことを目的とする。

## 3 履行場所

受注者の倉庫（以下「保管場所」という。）

## 4 業務委託期間

令和7年10月1日から令和12年3月31日まで

## 5 業務内容

### (1) 保管場所の確保

受注者は、次の条件を満たす保管場所を確保し、備蓄物資の適切な保管管理を行うこと。

#### ア 保管する備蓄物資及び保管数量

別紙「新倉庫R7備蓄物資予定数量」の備蓄物資を保管できること。なお、備蓄物資の品目及び保管数量に変動がある場合は、発注者及び受注者双方が協議の上、扱いを定めることとする。

#### イ 立地等

(ア) 1,000パレット分の物資が1か所で保管可能なこと。

(イ) 広島市北部（安佐南区、安佐北区、佐伯区）に位置する高速道路のインターチェンジに近接（半径5km以内）していること。

(ウ) 保管場所が、各市町が定める津波及び洪水ハザードマップにおける浸水区域に立地していないこと、又は浸水区域内に立地している場合は、想定される浸水高以上の高さに保管できること。

(エ) 保管場所に隣接する第一次緊急輸送道路が、各市町が定める津波及び洪水ハザードマップにおける浸水区域に立地していないこと。

(オ) 保管場所及び搬入出道路が、各市町が指定する土砂災害特別警戒区域内に立地していないこと。

(カ) 大型トラックが敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること。

#### ウ 防災対策

(ア) 広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）の想定震度に耐え得る耐震構造を有していること。

(イ) 非常用電源設備を有していること。

#### エ 保管環境

常温、常湿とし、倉庫業法施行規則第3条に規定する「1類倉庫」の設備基準を満たし、備蓄物資を長期間安定的に保管することが可能なこと。

#### オ セキュリティ対策

保管場所の出入口は厳重に施錠管理され、IDカード、監視カメラ等による入退室等のアクセス管理システムを備え、不正侵入を防止する体制となっていること。

### (2) 荷役管理

#### ア 入庫

(ア) 発注者は、備蓄物資の入庫を行う場合は、受注者に対し、入庫する備蓄物資の品目、

保管数量及び入庫時間を、電子メール等により事前に連絡を行い、受注者は入庫に必要な人員等を手配するものとする。

- (イ) 受注者は、発注者が調達した備蓄物資を、発注者が指定した区分で入庫すること。
- (ウ) 発注者は、備蓄物資はパレットに積載した状態で入庫すること。
- (エ) 入庫する備蓄物資の確認は、発注者が立会し実施すること。

#### イ 保管管理

(ア) 在庫管理は発注者と協議の上、システムでの管理方法を決定すること。また、受注者は常に最新の在庫状況をシステムに反映させ、発注者がいつでも在庫状況を確認できるシステムとすること。

(イ) 受注者は保管場所に備蓄物資の入出庫があった場合は、その数量等を発注者に報告すること。

(ウ) 備蓄物資はパレットに積載した状態で保管すること。

#### ウ 出庫

(ア) 発注者は、備蓄物資の出庫を行う場合は、受注者に対し、出庫する備蓄物資の品目、数量及び出庫時間を、電子メール等により事前に連絡を行い、受注者は出庫に必要な人員等を手配するものとする。

(イ) 配送車両の手配は、原則として発注者が行うものとする。

(ウ) パレタイズされた状態での出庫ができない場合は、受注者は配送車両への積込場所を提供し、積込作業は発注者が手配する配送業者が行うものとする。なお、使用していない発注者が所有するパレットは、発注者と受注者で日程調整の上、発注者の負担により、受注者が広島県防災拠点施設備蓄倉庫（広島県三原市本郷町善入寺94番地22）に配送し、配送までの期間は、受注者の負担で保管場所に保管するものとする。

(エ) パレット単位の数量で出庫ができない場合は、受注者が仕分けを行い、箱単位で出庫するものとする。

#### (3) 担当者名簿の交換

災害時に緊急出庫等に対応できる体制を確保するため、契約後、速やかに事務担当者名簿を相互に交換するものとする。

### 7 その他

(1) 受注者は、発注者と十分打合せを行いながら業務を遂行するとともに、調整が必要となった場合はこれを申し出るものとする。

(2) 受注者の責めに帰すべき事由により、備蓄場所の備蓄物資が毀損、汚損、破損又は滅失等した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の負担によりこれを補填するものとする。

(3) 本業務を行うにあたっては、関係法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。

### 8 契約外の事項

仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者の協議の上定める。